

令和元年 第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月12日(火)
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (33人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 3番 小山正男 4番 長鉾忠明 5番 中山克己
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
推進委員 20番 高野 勉 23番 沼本通明 24番 錦 保 25番 下山史朗
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹
32番 池田 薫 33番 三村訓弘 35番 中芝通雄 36番 池田琢璽
41番 有富正博 42番 榎橋一夫 45番 筒井一行
4. 欠席委員 (13人)
農業委員 2番 妹尾宗夫
推進委員 21番 平 義男 22番 小林和夫 26番 松下 功 27番 松下清治
34番 山本明彦 37番 澤本基兄 38番 各務和裕 39番 白石寛志
40番 黒田勝美 43番 入澤靖昭 44番 小林太郎 46番 石田 勉
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第50号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第5 議案第51号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第6 議案第52号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第7 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 主幹 下平直勲 主事 梶原千裕 藤元香

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 改めましておはようございます。
まだ定刻になっておりませんが、皆さんおそろいですので、ただいまから令和元年11月総会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。
多くの方に出席いただきまして、大変ありがとうございます。
11月になりましたけど、ことしは季節が少しおくれて進んでいたように思います。11月になりまして、かなり朝夕も冷え込んでまいりましたし、紅葉のほうも進んでいるように思います。
ことしはいろいろ、全国的には大きな災害がありまして、大変な年だったというふうに思います。この地域は、幸いにして大きな被害はなかったということで、安心はしておりますけど、収穫の秋も大分終わりに近づきまして、いろいろと話を聞いてみますと、なかなかことしも厳しい年だったなというふうに思っております。稲のほうも、やや不作という、今のところはそういう状況だそうございまして、なかなか毎年いいようにはいかないなというふうに思っております。
皆さん方には、8月より利用状況調査をしていただきまして、大変な労力を費やしてやっていただいたというふうに思っております。委員をしておりますも、隅々までしっかり見て回るということがなかなかできない状況でございましたが、ことしは全筆調査ということで、全筆を回られたということでございます。今の農業の実態、自分の地域の状態がよくわかったのではないかとこのように思います。今後、どのようにこれを対応していくかということが一番の問題でございまして、我々農業委員会に課せられた非常に大きな責任だろうというふうにも思いますけど、農業委員会だけでは決してできるような問題ではございません。いろんな組織、関係者皆さんに協力をいただきながら、みんなで取り組んでいくということが大切だろうというふうに思っております。この調査も終わりました、皆さんの意見のほうもいろいろとあったんだろうというふうに思いますんで、またそれを聞かせていただきたいというふうに思っております。
それでは、これから11月の総会を開会したいというふうに思います。どうかよろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、本日の欠席委員は1名で、2番委員となっております。その旨通告がありました。

したがいまして、ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、11月総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は、3番委員、4番委員を指名いたします。

日程2、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1、2については、関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は2件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1、2でございますが、関連がありますので、一括で説明させていただきます。

番号1、2についてですが、譲渡人、譲受人、どちらも落合で、申請農地、田1筆1,063㎡と、田1筆1,011㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号1番、2番につきまして、関連しておりますので、一緒に説明したいと思います。

11月2日に現地確認を行いました。

権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は親戚関係になりまして、基盤整備を行ってから数十年、耕作していた農地がこのたびお互い登記上の農地と逆の農地を耕作していることが判明しまして、申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、農作業は主に譲受人が従事しており、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、基幹作業の一部を委託している作業もありますけれども、所有している農地は全て耕作しており、申請地取得後も問題なく農作業に従事すると認められます。

以上が、1番、2番に関して、全く問題ないと思いますので、審議方よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

番号3は取り下げとなっておりますので、以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主幹

議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は6件となっております。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在自宅に隣接している土地を一部借りて、自家用車を置かせてもらっていますが、このたび自宅正面の土地所有者と、譲り渡しの話がまとまったことから、申請地、畑1筆89㎡を、譲渡人（市外）から借り受け、露天駐車場として整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費は、所有者が海外に居住していることから、ほかの不動産も処分をしたいという意向もあり、無償でよいということで●●●円、土地造成●●●万円。資金の内訳として、●●●●●●万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 20番推進委員です。

議案番号1について、去る11月4日、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

転用の理由について、譲渡人は2年前、アメリカに住む娘さんのところへ永住するため渡米されています。本年1月に一時帰国され、財産整理され、この土地についても話がまとまり、権利移転、転用の申請を行うものです。なお、この土地は2年前から譲受人が家庭菜園として管理をしています。申請地の位置ですが、譲受人自宅すぐ前にあり、市道に面した場所です。周囲の状況は、東が道路、西が自宅、南が更地、北は宅地。周辺農地への影響についてですが、周辺に農地はありません。その他指摘事項について、特にありません。

以上のとおりです。よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（落合）は、家族で運送業を営んでおり、居宅兼事務所の敷地を駐車場として利用していましたが、事業の拡大により、ダンプ等の車両置場に困っていたところ、現在使用している敷地と道挟みにある申請地、畑1筆631㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入●●●万円、土地造成●●●万円。資金の内訳として、●●●●●●万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防

除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、25番推進委員。

担当推進委員 担当推進委員の25番です。

議案番号2について、去る10月27日に、譲受人立ち会いのもとで現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人は親から相続しましたが、現在岡山に住んでいるため、管理が十数年できていなく、また今後も管理できないため、譲受人を探していましたが、一方譲受人は、自宅の前のため、草が伸びるために草刈りをしていました。そこで、両人の話がまとまり、譲受人が購入して駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の位置ですが、 より北西に800mほど部落内に入ったところに位置します。周囲の状況ですが、東は竹林、西は市道、南は畑、北が市道。周辺農地への影響は、南側に畑がありますが、現在耕作放棄のため、今後とも耕作はしないということで、日照、通風などの影響はありません。その他指摘事項は特にありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 25番推進委員さんから説明をいただきました。ありがとうございます。続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 3ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、使用借人（落合）の2名は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供もふえ、手狭となり、申請地、田1筆合計464㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。住宅ローンの借入申請の都合上、夫婦連名の転用申請となっております。また、使用借人の妻と、使用貸人は親子です。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 円、土地造成 万円、建物施設
 万円。資金の内訳として、 万円。建ぺい率は23%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 はい、議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号5につきまして、去る11月3日に、使用貸人、借人立ち会いのもと現地確認を行いましたので、報告をさせていただきます。

転用しようとする事由の詳細についてでございますが、使用借人は現在申請地の近隣アパートに住んでおりますが、子供もふえて、また大きくなってきて、今の住居においては手狭になってきたということで、父である使用貸人に相談したところ、使用貸人の近隣に、宅地転用に条件がよい土地があるということで、このたび申請を行うものでございます。申請地の位置でございますが、国道313号線より西に約800m、XXXXXXXXXXからは約500m南に位置したところです。周囲の状況は、東が畑、西が住宅、南が市道、北が太陽光ということでございます。周辺農地への影響では、今回の転用は一般的な個人住宅であり、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。なお、関係水利組合には承諾を得ているということでございます。以上のおり、本案件につきましては、転用に問題がないと思われま

すので、審議方よろしくお願いをいたします。なお、その他指摘事項につきましてはありませんので、以上でございます。

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号4でございます。

申請人、譲受人（落合）は、山頂部で畜産を営んでおり、作業場までの距離も遠く、近年の農機具の大型化に伴い、駐車場の確保に苦慮されておりました。また、耕畜連携にも取り込まれており、農作業場までの距離が遠いため、作業効率等を考慮し、自宅の近くで農機具の駐車場にできる土地を探していたところ、申請地、田1筆432㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、農機具駐機場を整備するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま

す。転用に伴う費用は、土地購入XXXXXX万円、土地造成XXXXXX万円。資金の内訳として、XXXXXX万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されてい

議長

ます。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いをいたします。

それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長 はい、28番推進委員、どうぞ。

担当推進委員 28番推進委員です。

番号4につきまして、去る10月30日、譲受人のお父さんとおじさんとの3人で現地確認を行いました。本人はどうしても都合が悪いので。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は長年■■■■にて畜産を行っており、和牛約250頭を飼育しております。その他、各種多くの農機具を保有しており、現在は何カ所かに分けて駐機している状況であり、まとめて駐機できる場所を探していましたところ、今回譲渡人との話がまとまり、申請するものです。申請地の位置ですが、■■■■より■■■■のほうに向けて約30mほど入った、譲受人の自宅前にあります。周囲の状況ですが、東は道路、西は田、南は田、北は工場になっており、西の田は現在は耕作していない状況です。周辺農地への影響ですが、西と南は田であります。本案件は駐機場であり、日照などの影響もなく、何ら問題はないと思います。また、水利組合の承認も得ているとのこと。

以上、本案件の審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 4ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（北房と落合）は、現在借家で生活していますが、子供の成長に伴い、手狭となり、申請地、田1筆335㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。また、住居には、妻が営む美容院も併設する予定です。土地取得後の持ち分は、2分の1ずつの共有持ちとなります。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は25%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号第5番につきまして、去る11月4日の日、現地確認を譲渡人、譲受人立ち会いのもと行いました。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人は夫婦で、現在市内の公営住宅に住んでおり、以前から自己住宅を建築するために、現在の住居の近くで土地を探していたところ、長年耕作放棄地で管理に困っていた譲渡人との話がまとまり、このたび申請を行うものでございます。申請地の位置ですけれども、国道313号線、[REDACTED]の北側、畑を挟んで市道に面した位置になります。周囲の状況ですけれども、東が水路を挟んで市道、西が田、南が畑、北が市道となっております。周辺農地への影響ですけれども、隣接する農地がありますけれども、住宅に転用するための許可を得ており、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に問題ないと思われれます。また、近隣の水利組合にも、直接は関係ないんですけども、許可を得ているということでございます。その他の指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号6でございます。

申請人、譲受人（市外、法人）は、市内にある工場の従業員用に駐車場を借りていますが、交通量の多い国道を挟んだ北側にあるため、従業員の安全を考えて、工場のある南側で土地を探していました。このたび、工場近くで、歩道のある安全な場所に位置する土地所有者と売買の話がまとまったことから、申請地、田2筆合計933㎡を、譲渡人（[REDACTED]）から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円、土地造成[REDACTED]万円。資金の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議長

はい、33番推進委員。

担当推進委員

33番推進委員でございます。

6番につきましては、去る10月31日に、譲受人の会社責任者立ち会いのもと、私が現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

転用しようとする事由の詳細でございますが、譲受人の会社は、ここ数年大規模な自社工場の建てかえをしております。そのため、この間、従業員の駐車場として工場の反対側の市道沿いの土地を借地して利用してきておりま

す。この工場が来年には完成し、既存の工場を壊した後、一部を従業員の駐車場にする計画にしておりますが、駐車スペースの不足が生じておりまして、不足分を自社の敷地に近い場所に駐車場を完備したいために、当該農地所有者にお願いをしていたところ、このたび譲渡人との間で話がまとまったことから申請するものでございます。申請地の位置ですが、XXXXXXXXXXから西に30mほど進んだ国道及び市道沿いの角地に位置しております。周囲の状況ですが、東は雑種地、西は市道、南は田、北は国道であります。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は露天での従業員駐車場の申請であるため、今後の耕作の日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、申請地の周囲に所在しております既存の用水路につきましては、このまま残して利用するということがあります。車両の進入部分のみ進入口を設けて使用する協議ができているとのことです。なお、この農地に附属します改良区には、転用するための同意を得ているとのことです。その他指摘事項はありません。

以上のおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響も問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めまます。

よって、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第50号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事 はい、議長。
議 長 はい、事務局。
主 事 議案第50号について、5ページをお開きください。
議案第50号、農用地利用集積計画の決定について。
このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。
案といたしまして、令和元年11月12日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全35筆ございます。
以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第50号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第50号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第51号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定についてと、日程6、議案第52号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主 事 はい、議長。
議 長 はい、事務局。
主 事 議案第51号について、10ページをごらんください。
今回は、農地中間管理機構との貸借分といたしまして集積計画が上がっております。

ここで、一部修正をお願いいたします。

10ページの申請番号121-1につきまして、終期が「令和元年」となっておりますが、「令和11年」に修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

続きまして、議案第52号につきまして、15ページをお開きください。

議案第52号、農用地利用配分計画に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、令和元年11月12日付で公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第52号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第24号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、このことについて事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。
主事 32ページをお開きください。
報告第24号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。
番号1でございますが、借借人、貸貸人、ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。
番号2でございますが、借借人、貸貸人、ともに八束です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。
以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願ひします。

議長 日程7、報告第24号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。
ありませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。
これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。
よろしいですか。
以上で11月総会を閉会したいというふうに思います。
次回12月総会は、12月6日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時40分 閉会)